

専用水道施行基準

茨木市

令和6年9月5日

目次

1	はじめに	1
2	専用水道とは	2
3	設置者の義務	3
(1)	設置の手続	3
(2)	水道技術管理者の選任	4
(3)	維持管理	5
ア	施設管理	5
イ	水質管理	5
ウ	健康管理	5
エ	衛生管理	6
オ	書類等の整備	6
(ア)	水質検査の項目と頻度	7
(イ)	水質基準表（令和2年4月1日改正）	8
(ウ)	水質検査	9
a	工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）	9
b	浄水の給水開始前水質検査	10
c	浄水の定期水質検査（毎日）	11
d	浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）	12
e	臨時水質検査（浄水検査）	13
4	環境政策課への報告	14
5	汚染事故等の緊急時の措置	14
6	専用水道関係法令（抜粋）	15～17
7	水質検査機関	18
8	届出・申請等様式（茨木市産業環境部環境政策課のHPからダウンロードできます）	19
■	提出書類一覧表をご覧ください	19
○	専用・特設水道事前協議書	-
○	専用水道布設工事設計確認申請書	様式1
○	専用水道布設工事設計変更届	様式2
○	専用水道給水開始届	様式3
○	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	様式4
○	水道技術管理者設置・変更届	様式5
○	同上経歴書	-
○	専用水道業務委託開始届	様式6
○	専用水道業務委託契約失効届	様式7
○	専用水道廃止報告書	様式8
○	専用水道設置報告書	様式9
○	専用水道緊急停止報告書	様式10
○	専用水道緊急停止措置報告書	様式11
○	専用水道変更報告書	様式12
○	専用水道水質検査計画報告書	様式13
○	専用水道水質検査計画	-
	参考資料	
○	毎日検査記録表	-
○	給水設備定期点検記録表	-

1 はじめに

「水道」といえば、市町村が運営する水道事業を指すことが一般的ですが、水道法や茨木市水道事業給水条例等が適用される「水道」には、下図に示すようにいろいろな種類があります。

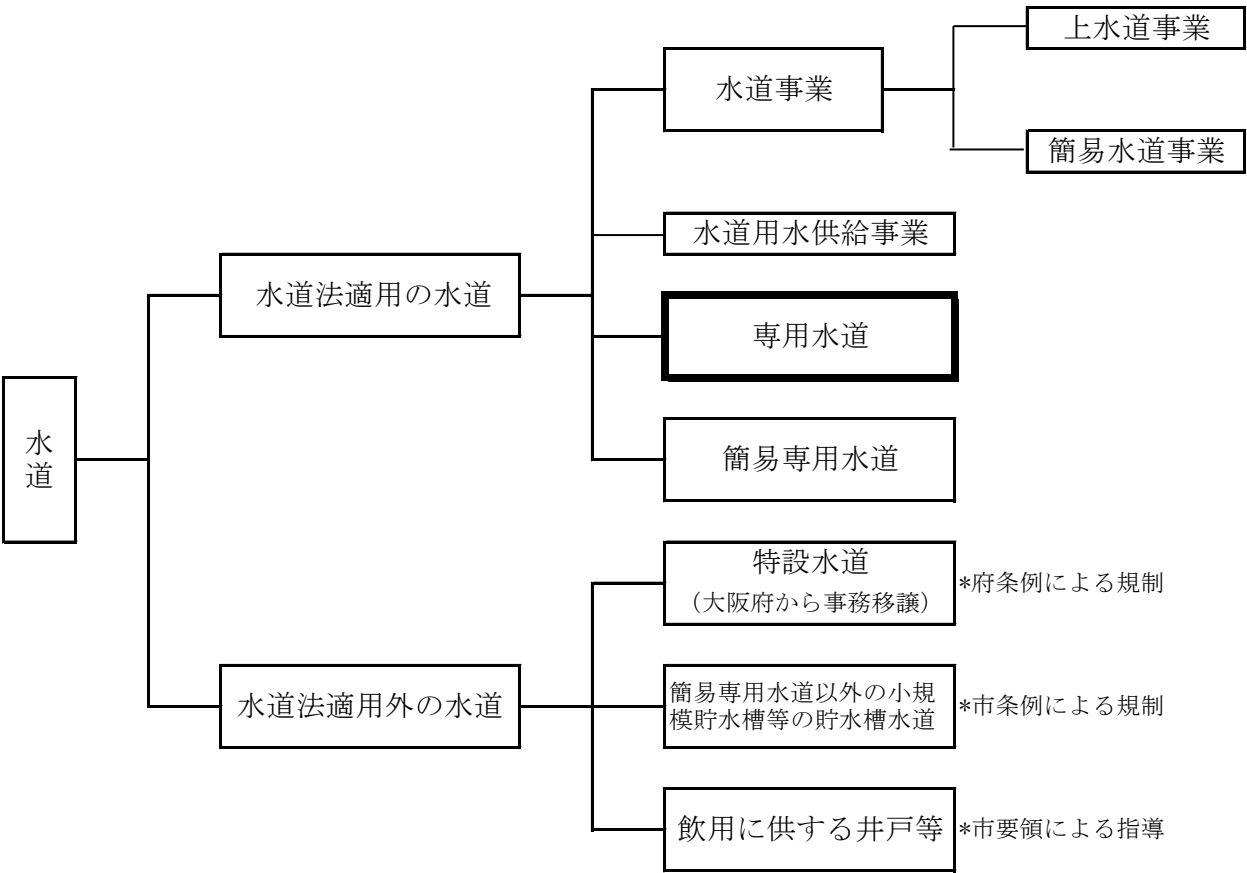
その中で「専用水道」は、一般の需要に応じて供給する水道事業と違い、自家用の水道として居住等に必要の水を供給するものです。

また、「専用水道」の設置者は、法律上、水道事業者（市町村水道等の経営者）に準じたものであり、各種義務が課せられています。

その中で特に重要なことは次の2点です。

- 水道施設について新設・増設・改造工事などを行う工事は、工事の実施によって衛生的に問題が生じることがないようにするため、環境政策課への事前の申請（事前協議書）が必要なこと。
 - 水道施設の管理については、施設規模が大きく、水道に関する知識が必要なため、水道実務経験者である水道技術管理者が中心となって管理体制の整備を図ること。

茨木市の水道は、次のように分類することができます。



2 専用水道とは

□ 専用水道の定義

- ◆ マンション、団地、養護施設等の自家用の水道であって、100人を超える居住者に水を供給するもの。
- ◆ デパート、旅館、レジャー施設等の水道であって、人の飲用等に用いる水の1日最大給水量が20 m³を超えるもの。

※ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、専用水道の適用から除外されます。

- ①市水道からの水のみを水源とする。
- ②地中又は地表に施設されている部分のうち口径25mm以上の導管の全長が1500m以下である。
- ③水槽の有効容量(6面点検できるものは除く)の合計が100m³以下である。

【用語の説明】

〈自家用の水道〉

社宅・療養所等の居住者等に供給する水道（供給する者と供給を受ける者との間に当該給水についての特別の関係が存在するもの）で、一般を対象として水を供給しない水道をいいます。（一般を対象とした場合は、水道事業になります。）

〈人の飲用等に用いる水〉

人の飲用、炊事用、浴用その他生活の用に供するものをいいます。

〈1日最大給水量〉

1日に給水することができる最大の水量です。

ただし、次の用途に使用される水量は除きます。

- 1 営農
- 2 プール（附帯設備を含む。）
- 3 浴場（公衆浴場法許可対象施設に限る。附帯設備を含む。）
- 4 空調（適正に算出された水量に限る。）
- 5 食品等の製造工程（適正に算出された水量に限る。）

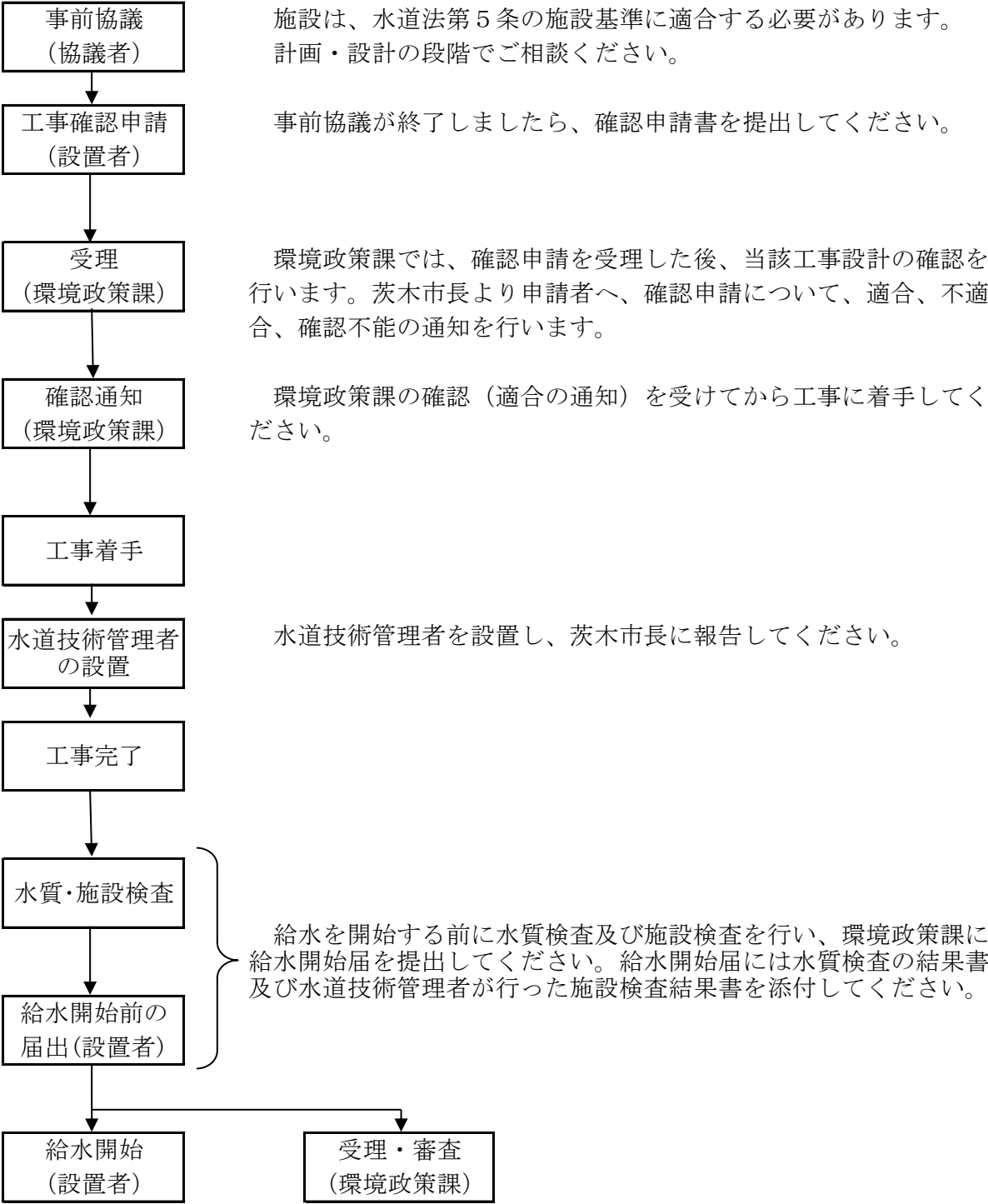
【※部分の補足】

六面点検ができない水槽の有効容量が100m³を超える場合でも、建築基準法で規制される水槽の場合（例：建物の地下室の一部を水槽とする場合等）は、専用水道から除外される場合があります。詳しくは、ご相談ください。

3 設置者の義務
(1) 設置の手続

新設・増設・改造工事を行う場合は、事前に協議書を提出し、工事に着手する30日前までに申請すること。

- ◆ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、専用水道となる場合は、事前に協議書を提出し、工事に着手する30日前までに申請すること。
- ◆ 施設は、水道法第5条の施設基準に適合するものであること。



(2) 水道技術管理者の選任

- ◆ 設置者は、水道技術管理者を選任すること。
- ◆ 水道技術管理者は、衛生的で安全な飲料水を供給するため、設置者と協力して次表に示す維持管理を行うこと。

(水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者等に委託した場合は、委託した部分の維持管理については受託者が行うことになります。)

水道技術管理者の業務内容	●水道施設が施設基準(法第5条)に適合しているかどうかの検査 ●給水開始前の水質検査及び施設検査 (法第13条) ●給水装置の構造及び材質が適合しているかの検査 (法第16条) ●定期及び臨時の水質検査 (法第20条) ●水道業務従事者の健康診断 (法第21条) ●水道施設の衛生上の措置 (法第22条) ●給水の緊急停止 (法第23条) ●給水停止命令による給水停止 (法第37条)
--------------	--

水道技術管理者の資格 (水道法施行令第7条)

実 務 経 験 年 数					
水道技術管理者として基礎教育を受けた者	専攻の 種別 学校 の種別	土木工学		土木工学以外の 工学・理学・ 農学・医学・ 薬学	工学・理学・農学・ 医学・薬学以外の 学部・学科
		衛生工学又は 水道工学に 関する学科目を 修めて卒業	左記以外の 学科目を修めて 卒業		
	新制大学院 大学の専攻科	1 年以上 (6 ヶ月以上)	2 年以上 (1 年以上)		
	新制大学	2 年以上 (1 年以上)	3 年以上 (1 年 6 ヶ月以上)	4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
	旧制大学	2 年以上 (1 年以上)		4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)		6 年以上 (3 年以上)	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)
	高等学校 中等教育学校 旧制中等学校	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)		8 年以上 (4 年以上)	9 年以上 (4 年 6 ヶ月以上)
その他	・ 10 年（5 年）以上水道の技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・ 外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者。 ・ 技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（上水道及び工業用水道を選択）であって、1 年（6 ヶ月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・ 国土交通大臣及び環境大臣が認定する講習を終了した者。				

※数字は、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数である。

ただし、()内は簡易水道または、1日最大給水量が1,000m³以下の専用水道を対象とする。

(3) 維持管理

- ◆ 専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意して下さい。

ア 施設管理

水道施設の定期点検	●水道施設各部について定期的（1か月に1回を目安とする。）に点検を行うこと。（参考資料:給水設備定期点検記録表参照） ●施設基準に適合しているか確認すること。 ●清潔の保持及び異常の発見に努めること。
水槽の清掃	●受水槽・高架水槽等は、1年に1回定期的に清掃すること。 ●水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は、随時清掃を行うこと。
水槽の点検	●受水槽・高架水槽等の点検を行うこと。

イ 水質管理

定期水質検査	●給水栓における水が水質基準に適合しているかを確認するため、毎日検査及び月別検査を行うこと。
原水検査	●原則として毎年1回以上消毒副生物及び味を除く全項目検査を実施すること。
臨時検査	●供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うこと。
水質検査計画の策定	●毎事業年度の開始前に水質検査の計画を策定すること。

ウ 健康管理

対象者	●貯水槽清掃に従事する者。 ●水道技術管理者等の水道施設管理従事者。
定期の健康診断	●対象者については、おおむね6ヶ月ごとに健康診断（腸内細菌検査）を受けていること。
健康診断の内容	●病原体（腸内細菌）がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス等）の有無について主に行うこと。 ●感染性下痢症・各種下痢腸炎等による下痢症等にも注意することが望ましい。
病原体検索	●主として便について実施すること。 ●必要に応じ尿・血液その他についても実施すること。

エ 衛生管理

立入禁止措置	●水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠すること。 ●一般の注意を喚起するように必要な表示をすること。
汚染の防止	●水源及び各施設の周辺には、常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないように留意すること。 ●施設の構内においては、便所、ゴミ捨て場、汚水溜等の施設は汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくこと。 ●し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜等の放し飼い等をしないこと。
残留塩素の保持及び薬品の管理	●給水管末における、遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うこと。 ●病原物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上保持すること。 ●次亜塩素酸ナトリウム溶液・その他浄水処理に使用する薬品について、使用方法及び管理を適切に行うとともに、予備を備え事故に対処できるようにすること。
その他	●水源又は施設の異常を発見したときは直ちに適切な対策が講じられるように連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。

オ 書類等の整備

図面等の整備	●水道主要施設の維持管理に必要な配管系統図等を整備保管しておくこと。
工具検査機器等の整備	●日常的な管理及び検査に必要な工具、機器等を整備保管しておくこと。
水質検査・健康診断記録の作成・保存	●水質検査結果、給水開始前の施設検査結果は5年間保存しておくこと。水質検査の委託契約書は契約終了日から5年間保存しておくこと。 ●健康診断の結果、施設の点検・清掃・修理等の実施記録は1年間保存しておくこと。

(ア) 水質検査の項目と頻度（令和２年４月更新）

番号	グループ	項目名 (★印はH27年変更項目)	基準値	浄 水			原 水
				基本検査頻度	検査回数の減・省略	留意事項	
1	A	一般細菌	100	月 1 回 以 上			
2		大腸菌	検出されないこと				
38		塩化物イオン	200				
46		有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3				
47		pH値	5.8-8.6				
48		味	異常でないこと				
49		臭気	異常でないこと				
50		色度	5度以下				
51		濁度	2度以下				
11		A'	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				10
34	鉄及びその化合物		0.3				
37	マンガン及びその化合物		0.05				
42	B	ジェオスミン	0.00001	水源における当該物質を産出する藻類の発生が少ないことが明らかな期間は省略可。			
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001				
10	C	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		年間の変動パターンが明らかになっているものについては、年間の最高値が測定される時期を含むこと。		
23		クロロホルム	0.06				
25		ジブロモクロロメタン	0.1				
29		ブロモジクロロメタン	0.03				
30		ブロモホルム	0.09				
27		総トリハロメタン（23, 25, 29, 30の総和）	0.1				
22		クロロ酢酸	0.02				
24		ジクロロ酢酸★	0.03				
28		トリクロロ酢酸★	0.03				
26		臭素酸	0.01				
31		ホルムアルデヒド	0.08				
21		塩素酸	0.6				
3	D	カドミウム及びその化合物	0.003	① 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間に於ける各項目の検査の結果（最大値）が基準値と比べて ・5分の1以下の場合 →1年に1回以上 ・10分の1以下の場合 →3年に1回以上に減じることができる	※ 原水並びに水源及びその周辺の状況（海水を原水としている場合は「12 ホウ素」は省略できない）	水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、左の規定にかかわらず、グループ「B」、「D」、「F」は省略できる。	
4		水銀及びその化合物	0.0005				
5		セレン及びその化合物	0.01				
7		ヒ素及びその化合物	0.01				
12		フッ素及びその化合物	0.8				
13		ホウ素及びその化合物	1.0				
36		ナトリウム及びその化合物	200				
39		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				
40		蒸発残留物	500				
41		陰イオン界面活性剤	0.2				
44	非イオン界面活性剤	0.02					
45	フェノール類	0.005					
6	E	鉛及びその化合物	0.01	② ①の規定にかかわらず、過去の検査の結果（最大値）が基準値の2分の1を超えたことがなく、右欄※の事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかな場合、→省略可能であるが3年に1回は測定すること	※ 原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材等の使用状況	「6 鉛及びその化合物」の検査に供する水の採取方法は、毎分5リットルの流量で5分間流し捨て、その後15分間滞留させた後先と同じ流量で流しながら開栓直後から5リットルを採取し。均一に混合して必要量の検査用試料を採水容器に分取すること。	
8		六価クロム化合物	0.02				
32		亜鉛及びその化合物	1.0				
33		アルミニウム及びその化合物	0.2				
35		銅及びその化合物	1.0				
14	F	四塩化炭素	0.002	② ①の規定にかかわらず、過去の検査の結果（最大値）が基準値の2分の1を超えたことがなく、右欄※の事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかな場合、→省略可能であるが3年に1回は測定すること	※ 原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）		
15		1,4-ジオキサン	0.05				
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17		ジクロロメタン	0.02				
18		テトラクロロエチレン	0.01				
19		トリクロロエチレン	0.01				
20		ベンゼン	0.01				
9	G	亜硝酸態窒素	0.04	①（採水時に残留塩素を消去する検査方法によって得られたものに限る）により①の規定で測定回数を減じることができる			

○検査項目
「A（味を除く）」＋「A'」＋「B」＋「D」＋「E」＋「F」＋「G」＋
「シアン化物イオン及び塩化シアン」について実施。
（「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」におけるクリプトスポリジウム指標菌及び汚染のおそれのある施設でのクリプトスポリジウムの検査を実施する場合、検査実施計画に記載すること。）

○検査頻度
1年に1回以上
（水質が最も悪化していると考えられる時期）

○留意事項
水源ごとに実施すること
水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、水道事業者が行う同一配水系統の水質検査を持って替えることができる

(イ) 水質基準表 (令和2年4月1日改正)

No.	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/1以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/1以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/1以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/1以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/1以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/1以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/1以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/1以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/1以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/1以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/1以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/1以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/1以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/1以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下であること。
30	ブromホルム	0.09mg/1以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/1以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/1以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/1以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/1以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/1以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/1以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/1以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/1以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

(ウ) 水質検査

a 工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）

No.	項 目 名	塩素消毒以外の 浄化設備		備 考
		あり	なし	
1	一般細菌	○		<定期原水検査> (1)原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(※1)に年1回以上、39項目(※2)について実施すること。 なお、浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ実施すること。 (2)クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年1回原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を実施すること(※3)。 また、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナの状況、蓄積物の状況等の点検を行うこと。
2	大腸菌	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○		
4	水銀及びその化合物	○		
5	セレン及びその化合物	○		
6	鉛及びその化合物	○		
7	ヒ素及びその化合物	○		
8	六価クロム化合物	○		
9	亜硝酸態窒素	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
12	フッ素及びその化合物	○		
13	ホウ素及びその化合物	○		
14	四塩化炭素	○		
15	1,4-ジオキサン	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○		<工事設計書記載すべき水質試験の結果> 40項目(※2)について実施すること。 ※1 降雨、降雪、洪水、渇水等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないため。 ※2 全項目（51項目）のうち、塩素酸・ホルムアルデヒドなどの消毒副生物(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。)及び味を除く。 ※3 指標菌の検査結果が陽性の場合は、速やかに環境政策課へ報告すること。 被圧地下水以外の水を原水とする施設のクリプトスポリジウム対策については、環境政策課に相談すること。
17	ジクロロメタン	○		
18	テトラクロロエチレン	○		
19	トリクロロエチレン	○		
20	ベンゼン	○		
21	塩素酸			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	○		計
33	アルミニウム及びその化合物	○		
34	鉄及びその化合物	○		
35	銅及びその化合物	○		
36	ナトリウム及びその化合物	○		
37	マンガン及びその化合物	○		
38	塩化物イオン	○		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○		
40	蒸発残留物	○		
41	陰イオン界面活性剤	○		
42	ジェオスミン	○		
43	2-メチルイソボルネオール	○		
44	非イオン界面活性剤	○		
45	フェノール類	○		
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○		
47	pH値	○		
48	味			
49	臭気	○		
50	色度	○		
51	濁度	○		
	嫌気性芽胞菌	○	○	
	計	40	2	

b
 浄水の給水開始前水質検査

No.	項 目 名	実施項目	備 考
1	一般細菌	○	<水質検査項目> 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は、改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査及び遊離残留塩素の検査を行うこと。 なお、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	亜硝酸態窒素	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	<採水場所> 水の採取場所たる給水栓の選定は、原則として配水系統ごと（高置水槽ごと）に1地点以上選定すること（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。） なお、ただし書きの規定により検査を省略する場合であっても、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、検査の省略はできない。
12	フッ素及びその化合物	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	
14	四塩化炭素	○	
15	1,4-ジオキサン	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
17	ジクロロメタン	○	
18	テトラクロロエチレン	○	
19	トリクロロエチレン	○	
20	ベンゼン	○	
21	塩素酸	○	
22	クロロ酢酸	○	
23	クロロホルム	○	
24	ジクロロ酢酸	○	
25	ジブロモクロロメタン	○	
26	臭素酸	○	
27	総トリハロメタン	○	
28	トリクロロ酢酸	○	
29	ブロモジクロロメタン	○	
30	ブロモホルム	○	
31	ホルムアルデヒド	○	
32	亜鉛及びその化合物	○	
33	アルミニウム及びその化合物	○	
34	鉄及びその化合物	○	
35	銅及びその化合物	○	
36	ナトリウム及びその化合物	○	
37	マンガン及びその化合物	○	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	
40	蒸発残留物	○	
41	陰イオン界面活性剤	○	
42	ジェオスミン	○	
43	2-メチルイソボルネオール	○	
44	非イオン界面活性剤	○	
45	フェノール類	○	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH値	○	
48	味	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
	計	51	

c 浄水の定期水質検査（毎日）

項 目 名	備 考
色	給水管末において、色、濁り及び残留塩素を1日1回以上検査すること。 (検査結果の記録表は、参考資料参照)
濁り	
遊離残留塩素	

d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）

No.	項 目 名	毎月	発生時期 毎月	3 箇 月に 1 回	緩和 措置	備 考
1	一般細菌	○				※ 1 水道により供給される水について連 続的に計測及び記録がなされている場 合は3箇月に1回以上とすることがで きる。
2	大腸菌	○				
3	カドミウム及びその化合物			○	※3,4	
4	水銀及びその化合物			○	※3,4	※ 2 水源に藻類の発生が少なく検査を行 う必要がないと認められる期間は省略 することができる。
5	セレン及びその化合物			○	※3,4	
6	鉛及びその化合物			○	※3,5	
7	ヒ素及びその化合物			○	※3,4	※ 3 水源に水又は汚染物質を排出する施 設の設置状況等か原水の水質が大きく 変わるおそれが少ないと認められる場 合で、過去3年間の当該項目の検査結 果が水質基準の5分の1以下であると きは1年に1回以上、また、過去3年 間の当該項目の検査結果が水質基準の 10分の1以下であるときは3年に1回 以上とすることができる。
8	六価クロム化合物			○	※3,5	
9	亜硝酸態窒素			○	※3	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		※ 4～7 過去の検査結果が基準値の2分の1 を超えたことがなく、かつ、原水水源 及びその周辺の状況並びに次に示す事 項を勘案して検査を行う必要がないこ とが明らかであると認められる場合 は、当該項目の検査を省略することが できる。なお、それぞれの項目に付さ れている緩和措置に基づき、省略を行 った場合であっても3年に1回は検査 を行い、水質の状況に変化がないこと を確認すること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	※3	
12	フッ素及びその化合物			○	※3,4	
13	ホウ素及びその化合物			○	※3,4	※ 5 水道施設の技術的基準を定める省令 （平成12年厚生省令第15号）第1条第 14号の薬品等及び同条第17号の資機材 等の使用状況。
14	四塩化炭素			○	※3,6	
15	1,4-ジオキサン			○	※3,6	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			○	※3,6	※ 6 地下水を水源とする場合は、近傍の 地域における地下水状況を含む。
17	ジクロロメタン			○	※3,6	
18	テトラクロロエチレン			○	※3,6	
19	トリクロロエチレン			○	※3,6	※ 7 湖沼等水が停滞しやすい水域を水源 とする場合は、当該項目を産出する藻 類の発生状況を含む。
20	ベンゼン			○	※3,6	
21	塩素酸			○		
22	クロロ酢酸			○		注 意 本緩和措置は、給水開始前水質検査 には適用されない。
23	クロロホルム			○		
24	ジクロロ酢酸			○		
25	ジブロモクロロメタン			○		採水場所については、b 給水開始前 検査の備考を参照のこと。
26	臭素酸			○	※4	
27	総トリハロメタン			○		
28	トリクロロ酢酸			○		
29	ブロモジクロロメタン			○		
30	ブロモホルム			○		
31	ホルムアルデヒド			○		
32	亜鉛及びその化合物			○	※3,5	
33	アルミニウム及びその化合物			○	※3,5	
34	鉄及びその化合物			○	※3,5	
35	銅及びその化合物			○	※3,5	
36	ナトリウム及びその化合物			○	※3,4	
37	マンガン及びその化合物			○	※3,4	
38	塩化物イオン	○※1				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○	※3,4	
40	蒸発残留物			○	※3,4	
41	陰イオン界面活性剤			○	※3,4	
42	ジェオスミン		○※2,7			
43	2-メチルイソボルネオール		○※2,7			
44	非イオン界面活性剤			○	※3,4	
45	フェノール類			○	※3,4	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○※1				
47	pH値	○※1				
48	味	○※1				
49	臭気	○※1				
50	色度	○※1				
51	濁度	○※1				
	計	9	2	40		

e 臨時水質検査（浄水検査）

No.	項 目 名	実施項目	備 考
1	一般細菌	○	〈検査項目等〉 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に左表の実施項目について検査を行うこと。 （●印については、当該項目を検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。） ・臨時の水質検査を実施した項目については、当該月の定期水質検査項目から省略できる。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	●	
4	水銀及びその化合物	●	
5	セレン及びその化合物	●	
6	鉛及びその化合物	●	
7	ヒ素及びその化合物	●	
8	六価クロム化合物	●	
9	亜硝酸態窒素	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	
12	フッ素及びその化合物	●	
13	ホウ素及びその化合物	●	
14	四塩化炭素	●	
15	1,4-ジオキサン	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	●	〈検査が必要なとき〉 ・供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。 ・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ・浄水工程に異常があったとき。 ・水源の水質が著しく悪化したとき。 （自己水源使用施設） ・水源に異常があったとき。 （自己水源使用施設） ・その他必要のあるとき。
17	ジクロロメタン	●	
18	テトラクロロエチレン	●	
19	トリクロロエチレン	●	
20	ベンゼン	●	
21	塩素酸	●	
22	クロロ酢酸	●	
23	クロロホルム	●	
24	ジクロロ酢酸	●	
25	ジブロモクロロメタン	●	
26	臭素酸	●	
27	総トリハロメタン	●	
28	トリクロロ酢酸	●	
29	ブロモジクロロメタン	●	
30	ブロモホルム	●	
31	ホルムアルデヒド	●	
32	亜鉛及びその化合物	●	
33	アルミニウム及びその化合物	●	
34	鉄及びその化合物	●	
35	銅及びその化合物	●	
36	ナトリウム及びその化合物	●	
37	マンガン及びその化合物	●	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	
40	蒸発残留物	●	
41	陰イオン界面活性剤	●	
42	ジェオスミン	●	
43	2-メチルイソボルネオール	●	
44	非イオン界面活性剤	●	
45	フェノール類	●	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH値	○	
48	味	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
計		51	

4 環境政策課への報告

水質検査の結果、水質基準を超えた場合または指標菌の検査結果が陽性の場合、また、給水管端において、遊離残留塩素の濃度が0.1mg/L未満である場合は、速やかにその旨を環境政策課に報告し、必要な措置を講じること。

水質検査計画報告書は新年度が始まる前までに、水質検査の結果は実施後その都度、環境政策課に提出すること。

5 汚染事故等の緊急時の措置

◆ 万一、災害、事故その他により水槽水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれあるときは、直ちに給水停止し、関係者への周知・環境政策課への報告等必要な措置を講じること。

人の健康を害するおそれがあるときは、次のような場合をいう。

- 水が病原生物もしくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- 工業用水道の水道管等に誤接合されていることが判明したとき。

断減水が生じた場合も、その旨を環境政策課へ報告すること。

6 専用水道関係法令（抜粋）

以下の抜粋は、水道法第34条第1項の規定により水道事業者に関する規定を専用水道の設置者について準用し、同法第48条の2第1項の規定により、読み替えたものです。

《専用水道の定義》

水道法第3条第6項

この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 2 その水道施設の一日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

水道法施行令第1条第1項

水道法第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1500メートル
- 2 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

水道法施行令第1条第2項

水道法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

水道法施行規則第1条

水道法施行令第1条第2項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

《水道施設の定義》

水道法第3条第8項

この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

《水質基準》

水道法第4条第1項

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 2 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 3 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 4 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 5 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 6 外観は、ほとんど無色透明であること。

水道法第4条第2項

前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

《施設基準》

水道法第5条第1項

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 2 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- 3 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 4 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 5 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 6 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

水道法第5条第2項

水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

水道法第5条第3項

水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

水道法第5条第4項

前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。

《確認及びその申請》

水道法第32条

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

水道法第33条第1項

前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

《給水開始前の届出及び検査》

水道法第13条第1項

専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を届け出て、かつ、環境省令の定めるところにより水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより施設検査を行わなければならない。

水道法第13条第2項

専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

《給水開始前の水質検査》

水道法施行規則第10条第1項

水道法第13条第1項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

水道法施行規則第10条第2項

前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法によって行うものとする。

《給水開始前の施設検査》

水道法施行規則第11条第1項

水道法第13条第1項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水の施設を含む。）について行うものとする。

《水道技術管理者》

水道法第19条第1項

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

水道法第19条第2項

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

1～8（略）

《水質検査計画》

水道法施行規則第15条第6項

水道事業者は、毎事業年度の開始前に第1項及び第2項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

《水質検査》

水道法第20条第1項

専用水道の設置者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

水道法第20条第2項

専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

水道法施行規則第15条第8項

水道法第20条第3項ただし書の規定により、水道事業者が第1項及び第2項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

1 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第1項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

ニ～ヘ （略）

2 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存すること。

3～6 （略）

《健康診断》

水道法第21条第1項

専用水道の設置者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

水道法第21条第2項

専用水道の設置者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

水道法施行規則第16条第1項

水道法第21条第1項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。

《衛生上の措置》

水道法第22条

専用水道の設置者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

水道法施行規則第17条第1項

水道法第22条の規定により専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

1 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。

2 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

3 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は、0.4mg/L）以上保持するように塩素消毒をすること。以下、（略）。

《給水の緊急停止》

水道法第23条第1項

専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

《報告の徴収及び立入検査》

水道法第39条第2項

市長は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

7 水質検査機関〔水道法第20条関係〕（参考）

◆茨木市内の地方公共団体の機関

茨木保健所

TEL : 072-620-6706

住所 : 茨木市大住町8-11

◆国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関

環境省のHPに掲載されている「水質検査機関登録簿」より大阪府を検査区域とする機関をお選びください。

URL : https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html

8 届出・申請等様式（茨木市産業環境部環境政策課のHPからダウンロードできます。）

専用水道の設置者は、必要に応じて管轄する茨木市産業環境部環境政策課へ各種書類の提出をお願いします。

		提出書類	どのようなとき提出するのか？	様式 番号
専用水道の 布設工事	1	専用・特設水道事前協議書	計画・設計の段階で、事前に協議が必要	－
	2	専用水道布設工事設計確認申請書	専用水道の布設工事に該当する工事を行う場合、工事に着手予定の30日以上前	1
	3	専用水道布設工事設計変更届	給水開始届提出までの期間に、専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じた場合	2
	4	専用水道給水開始届	配水施設以外の水道施設又は配水地を新設し、増設し、又は改造した場合、水質検査及び施設検査を実施後、その施設を利用して給水を開始する前	3
専用水道の 管理	5	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	専用水道設置者の住所や氏名、水道事務所の所在地が変更した場合	4
	6	水道技術管理者設置・変更届	水道技術管理者を設置若しくは変更した場合	5
	7	同上経歴書	経歴書を水道技術管理者設置・変更届に添付	－
	8	専用水道業務委託開始届	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託をした場合	6
	9	専用水道業務委託契約失効届	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託契約が失効した場合	7
	10	専用水道廃止報告書	専用水道を廃止したときや専用水道に該当しなくなった場合	8
	11	専用水道設置報告書	既存の水道施設が、給水人口、使用水量等の変更で布設工事を伴わずに専用水道になった場合	9
	12	専用水道緊急停止報告書	給水する水が人の健康を害するおそれがあり給水を停止した場合	10
	13	専用水道緊急停止措置報告書	給水を停止した場合、給水開始の措置	11
	14	専用水道変更報告書	布設工事に該当しない施設や設備機器等の内容に変更が生じた場合	12
	15	専用水道水質検査計画報告書	水質検査計画の表紙として添付	13
	16	専用水道水質検査計画	年度が開始する前に策定	－

◇ 毎日検査記録表（例示）

月分

施設名
管理責任者

日付	管末採取時間	色	濁り	残留塩素濃度（mg/L）	採取場所	測定者	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

◇ 給水設備定期点検記録表（例示）									
○：良好 △：要注意 ×：不良									
区分	点 検 項 目	点 検 日							備考
		/	/	/	/	/	/	/	
一般	1 関係者以外の立入禁止措置は十分か								
	2 施設内の汚れが目立っていないか								
	3 危険箇所はないか								
ポ 関 係 プ 室	4 室内に受水槽の汚染源となるものはないか								
	5 マンホール付近は整理され清潔か								
	6 マンホールの蓋は密閉され嵩上げは充分か								
	7 管・継手・弁類から漏水していないか								
受 水 槽 関 係	8 異臭はないか								
	9 槽内に浮遊物・沈殿物はないか								
	10 蚊・ハエ等生物が入っていないか								
	11 ボールタップ・定水位弁作動はよいか								
	12 フート弁の作動はよいか								
	13 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか								
	14 水槽に入る水量は正常か								
	15 槽に亀裂はないか								
	16 量水器の指示・作動状態はよいか								
高 架 水 槽 関 係	17 マンホールの蓋は施錠されているか								
	18 異臭はないか								
	19 槽内に変形・亀裂はないか								
	20 マンホールの蓋は施錠されているか								
	21 槽に変形・亀裂はないか								
	22 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか								
	23 塔屋・階段・手摺の状態はよいか								
揚 水 送 ボ ン プ ・ 圧	24 ポンプ揚水量に異常はないか								
	25 軸受油量・色は正常か								
	26 グランドパッキンは正常か								
	27 音・振動・熱に異常はないか								
	28 ゲージ圧は正常に保たれているか								
	29 逆止弁の作動はよいか								
揚 水 ボ ン プ ・ 圧 送	30 レベルスイッチは正常に作動しているか								
	31 ブラシの摩耗は大きくないか								
	32 ブラシより火花・チャタリングを起こしていないか								
	33 スリップリンク・整流子振動面の状態はよいか								
	34 電磁クラッチは正常に作動するか								
	35 満水検知管に異常はないか								
	36 槽の内外部に亀裂はないか								
	37 管接続部に空気・水漏れはないか								
消 毒 関 係 設 備	38 空気圧力は正常に保たれているか								
	39 注入量は適正か								
	40 液の漏れはないか								
	41 薬液タンクの液量は十分か								
そ の 他	42 音・振動・熱に異常はないか								
	43 窓・扉・照明機器に異常はないか								
	44 各装置・各部に塗装のはげ・腐食は著しくないか								
	45 工具類の整理がしてあるか								
点 検 者 名	46 防虫網に異常がないか								
(記事)									
1 貯水槽清掃年月日： 年 月 日実施									
2 整備・補修記録等									